

宇都宮市ふれあい交流事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市の交付する宇都宮市ふれあい交流事業補助金（以下「補助金」という。）については、宇都宮市補助金等交付規則（昭和41年規則第22号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、本市の豊かな農資源を活用し、農村地域と都市住民とがふれあえる事業の実施に要する費用を補助することにより、農への理解促進と農村の活性化を図るとともに、癒しややすらぎを求める都市住民のニーズに応え、農業・農村ふれあい交流事業を推進することを目的とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができるものは、農業・農村ふれあい交流事業を行う市内の地域農業者等で構成する団体とする。

(対象事業等)

第4条 補助における交付の対象となる事業は、ふれあい交流事業とし、補助率、対象経費及び採択要件は、別表のとおりとする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助金の対象となる事業に要した額とし、10万円を限度額とし、予算の範囲内で交付する。ただし、交付対象事業の実施により収益が生じ、かつ、この収益相当分を当該事業に要する経費から控除した額が上限額以下の場合は、当該金額を補助の上限額とする。

2 補助金交付の期間は、一つの対象団体につき、3年間を上限とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を申請するときは、規則第3条第2項の規定に基づき、補助金等交付申請書に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定の手續)

第7条 市長は前条の申請書の提出を受け、その内容が補助金を交付すべきものと認めるときは、遅滞なく、補助金の交付を決定するものとする。

(実績報告)

第8条 交付対象事業が完了したときは、規則第12条の規定に基づき、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 実績報告書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助確定の手續)

第9条 市長は、規則で定める実績報告書等の提出を受け、その内容が交付決定の内容及び条件に適合するものと認めるときは、遅滞なく交付すべき補助金の額を確定するものとする。ただし、交付決定額と確定した交付確定額に差が生じないときは、交付決定通知を交付確定通知とみなすものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

制定文（平成20年4月1日告示第180-22号）

平成20年4月1日から適用する。

改正文（平成25年4月1日告示第161-3号）

平成25年4月1日から適用する。

改正文（平成27年12月1日告示第417-2号）

平成27年12月1日から適用する。

別表（第4条関係）

補助率	50%							
対象経費	<p>年度内に活動した事業のうち、次の表に掲げる経費を対象とする。</p> <table border="1" data-bbox="395 412 1418 884"> <tr> <td data-bbox="395 412 608 680">交流体験費</td> <td data-bbox="608 412 1418 680"> 農作業に必要な農具等（鎌，軍手，シャベル等）の購入費・自然体験に必要な道具等（虫かご，双眼鏡，ロープ等）の購入費・農作物栽培に必要な資材等（種子・苗・肥料等）の購入費・農機具等の燃料費，消耗品費等 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 680 608 748">材料費</td> <td data-bbox="608 680 1418 748">交流事業で使用する食材等の購入費等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 748 608 884">その他雑費</td> <td data-bbox="608 748 1418 884">事業の広告宣伝費，活動の写真現像代，会場使用料，その他</td> </tr> </table> <p><対象とならない経費></p> <ul style="list-style-type: none"> ・他補助金等の対象となっている経費 ・飲食を目的とした懇親会，会議等における参加者の食事代 ・役員手当，作業に対する日当支給，お礼など ・野外活動時における参加者個人に対する傷害保険等 		交流体験費	農作業に必要な農具等（鎌，軍手，シャベル等）の購入費・自然体験に必要な道具等（虫かご，双眼鏡，ロープ等）の購入費・農作物栽培に必要な資材等（種子・苗・肥料等）の購入費・農機具等の燃料費，消耗品費等	材料費	交流事業で使用する食材等の購入費等	その他雑費	事業の広告宣伝費，活動の写真現像代，会場使用料，その他
交流体験費	農作業に必要な農具等（鎌，軍手，シャベル等）の購入費・自然体験に必要な道具等（虫かご，双眼鏡，ロープ等）の購入費・農作物栽培に必要な資材等（種子・苗・肥料等）の購入費・農機具等の燃料費，消耗品費等							
材料費	交流事業で使用する食材等の購入費等							
その他雑費	事業の広告宣伝費，活動の写真現像代，会場使用料，その他							
採択要件	<p>①構成員が5名以上であり，ふれあい交流事業を実施する団体であること。</p> <p>②都市住民等（市内の非農家を含む）に対し，広報，チラシ，施設内掲示板，ホームページ等において，参加者を広く募集して行われる交流事業であること。</p> <p>③農業体験（植付け，圃場及び生育管理，収穫，調理及び加工，食味，栽培講習会等）や農村の生活体験（農家での宿泊体験等），自然とのふれあい（生き物観察，ハイキング，林業体験等）を提供する事業であること。</p>							